

副 消防用設備等設置計画書

※受付年月日	平成 年 月 日
※同意年月日	平成 年 月 日
※同意番号	B-

建築確認申請の建物については、消防法第17条の規定に基づき消防用設備等を設置します。  
平成 年 月 日

高砂市消防長 様

届出者 住所  
氏名 (印)  
電話

代理者住所	TEL		氏名		(印)	
所在地						
名称	防火地域		準防火・指定なし			
主用途	※(令別表第 項)		収容人員(従業員数)			
工事種別	構造	( )名				
敷地面積	m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>	
階別					計	
床面積	申請部分					
	申請以外の部分					
	合計					
無窓階						
用途						
消防用設備等	消火設備	警報設備	避難設備	その他の設備		
	・消火器 ・屋内消火栓設備 ・屋外消火栓設備 ・動力消防ポンプ設備	・自動火災報知設備 ・非常警報設備 ・	・誘導灯 ・避難器具 ・	・消防用水 ・連結送水管 ・		
	・防災防火対象物		建物の高さ	m	竣工年月日	・
	注意事項	1 ※は記入しないこと。 2 設置する消防用設備等を○で囲むこと。 3 添付書類 付近見取図、配置図、平面図、立面図、断面図、 普通階・無窓階算定書、消防用設備等の計画図。 4 二棟以上を建築する場合は継続紙を使用すること。		貯蔵取扱等	危険物、指定可燃物 高圧ガス、変電設備 品名・数量・内容等	

正 消防用設備等設置計画書

決裁	次長	課長	副課長	係長	主任	係	※受付年月日	平成 年 月 日
							※同意年月日	平成 年 月 日
伺	決					※同意番号	B-	

建築確認申請の建物については、消防法第17条の規定に基づき消防用設備等を設置します。  
平成 年 月 日

高砂市消防長 様

届出者 住所  
氏名 (印)  
電話

代理者住所	TEL		氏名		(印)	
所在地						
名称	防火地域		準防火・指定なし			
主用途	※(令別表第 項)		収容人員(従業員数)			
工事種別	構造	( )名				
敷地面積	m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>	
階別					計	
床面積	申請部分					
	申請以外の部分					
	合計					
無窓階						
用途						
消防用設備等	消火設備	警報設備	避難設備	その他の設備		
	・消火器 ・屋内消火栓設備 ・屋外消火栓設備 ・動力消防ポンプ設備	・自動火災報知設備 ・非常警報設備 ・	・誘導灯 ・避難器具 ・	・消防用水 ・連結送水管 ・		
	・防災防火対象物		建物の高さ	m	竣工年月日	・
	注意事項	1 ※は記入しないこと。 2 設置する消防用設備等を○で囲むこと。 3 添付書類 付近見取図、配置図、平面図、立面図、断面図、 普通階・無窓階算定書、消防用設備等の計画図。 4 二棟以上を建築する場合は継続紙を使用すること。		貯蔵取扱等	危険物、指定可燃物 高圧ガス、変電設備 品名・数量・内容等	

正

高消本予第 号  
平成 年 月 日

様

高砂市消防長

あなたがこの度建築される建物は、計画書のとおり消防用設備等の設置及び届出を必要とするので、完成までに設置し、届け出るよう通知します。

※ 届出しなければならないものは、次のとおりです。（○印のもの）

種 別		届 出 期 限 等
届 出 書 等	1	防火対象物使用開始届出書 建築した建物を使用開始する7日前まで
	2	消防用設備等工事計画届出書 消防用設備等の工事着手する3日前まで
	3	工事整備対象設備等着工届出書 消防用設備等の工事着手する10日前まで
	4	消防用設備等設置届出書 消防用設備等の工事完了後4日以内
	5	防火管理者選任(解任)届出書 消防法第8条の規定に基づく収容人員以上のとき (30人・50人)
	6	消防計画作成(変更)届出書 同 上
	7	火気使用設備設置届出書 (炉・ボイラー等) 火災予防条例第46条に規定する設備を設置するとき
	8	電気設備設置届出書 (変電設備等) 同 上
	9	指定可燃物 貯 蔵 届 出 書 取 扱 い 火災予防条例第48条第1項に規定する数量以上
	10	少量危険物 貯 蔵 届 出 書 取 扱 い 同 上
	11	圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は 取り扱い開始(廃止)届出書 危険物の規制に関する政令第1条の10に規定する数量以上
	12	
	13	

※ 指示事項


上記の届出書による消防用設備等は、建築物の構造、内装、収容物、作業内容等によって緩和されることがあります。

お問い合わせ TEL 079-448-4019 消防本部予防課指導係

副

高消本予第 号  
平成 年 月 日

様

高砂市消防長

あなたがこの度建築される建物は、計画書のとおり消防用設備等の設置及び届出を必要とするので、完成までに設置し、届け出るよう通知します。

※ 届出なければならないものは、次のとおりです。（○印のもの）

種 別		届 出 期 限 等
届 出 書 等	1	防火対象物使用開始届出書 建築した建物を使用開始する7日前まで
	2	消防用設備等工事計画届出書 消防用設備等の工事着手する3日前まで
	3	工事整備対象設備等着工届出書 消防用設備等の工事着手する10日前まで
	4	消防用設備等設置届出書 消防用設備等の工事完了後4日以内
	5	防火管理者選任(解任)届出書 消防法第8条の規定に基づく収容人員以上のとき (30人・50人)
	6	消防計画作成(変更)届出書 同 上
	7	火気使用設備設置届出書 (炉・ボイラー等) 火災予防条例第46条に規定する設備を設置するとき
	8	電気設備設置届出書 (変電設備等) 同 上
	9	指定可燃物 貯 蔵 届 出 書 取 扱 い 火災予防条例第48条第1項に規定する数量以上
	10	少量危険物 貯 蔵 届 出 書 取 扱 い 同 上
	11	圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は 取り扱い開始(廃止)届出書 危険物の規制に関する政令第1条の10に規定する数量以上
	12	
	13	

※ 指示事項


上記の届出書による消防用設備等は、建築物の構造、内装、収容物、作業内容等によって緩和されることがあります。

お問い合わせ TEL 079-448-4019 消防本部予防課指導係

( 切り離さないこと )